

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

N e C S T

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十二番一号

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで